

# 信州ものづくり未来塾事業実施要綱

## 第1 目的

本事業は、若者のものづくり離れが言われる中で、長野県産業人材育成支援センター（以下「センター」という。）が、小中学校・高等学校等に「信州ものづくりマイスター」等を派遣し、熟練の技や地域の企業を身近に感じてもらう講座を実施することにより、本県の基幹産業であるものづくり産業を担う人材の確保・育成を図ることを目的とする。また、特別支援学校等においては、アビリンピックの競技課題を活用した講座を行うことにより、その職業能力の向上を図ることを目的とする。

## 第2 対象者

県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、就労支援施設等（以下、「学校等」という）の児童・生徒・施設利用者

## 第3 学校等の募集

講座を実施する県内の学校等の募集は、センターが、以下のとおり行う。

- (1) 小学校、中学校については、市町村（組合）教育委員会経由で、各小中学校あてに通知し、募集を行う。
- (2) 高等学校、特別支援学校及び就労支援施設については、センターが直接通知し、募集を行う。

## 第4 学校等の選定

実施する学校等（以下、「実施校」という）の選定は、以下のとおりとする。

- (1) 実施校は、センターの募集に対し、別に定める指定の期日までに応募した学校等のうち、本要綱等に基づいた講座を実施することが可能な学校等から選定する。
- (2) 応募多数の場合は、センターが講座の開催実績・開催時期等を勘案の上、調整し、実施校を決定する。また、応募が予定数を下回る場合は、随時、追加募集をすることができる。

## 第5 講師

講師は、以下に定めるとおりとし、小中学校及び高等学校で実施する講座の講師は、実施校の地域（広域市町村圏 10 地域）の産業に従事又は居住している者を優先することとし、適当な講師が見つからない場合には、他地域の講師とする。但し、実施校に特段の希望がある場合は、これによらない。

- (1) 信州ものづくりマイスター  
「信州ものづくりマイスター認定要領」に基づき認定を受けた者
- (2) 信州ものづくりヤングマイスター  
「信州ものづくりヤングマイスター認定要領」に基づき認定を受けた者

### (3) 伝統工芸士

(一財) 伝統的工芸品産業振興協会が認定する伝統工芸士で、県内に居住又は勤務し、本要綱に定める講座の実施が可能な者で、本事業に賛同する者

### (4) アビリンピック指導者

アビリンピック（障がい者技能競技大会）で審査員を務めた者、審査員の内定を受けている者、長野技能五輪ムーブメント推進委員会が実施した講習において講師経験を有する者又はこれらと同等以上の技能を有すると認められる者のうち、県内に居住又は勤務し、本要綱に定める講座の実施が可能な者で、本事業に賛同する者

## 第6 講座の設定

### (1) 講座の職種

講座の職種は次に掲げるものとし、実施校の地域の産業を基本に、希望に応じ実施するものとする。

- ・信州ものづくりマイスター認定職種
- ・信州ものづくりヤングマイスター認定職種
- ・長野県内の経済産業大臣指定の伝統的工芸品職種
- ・アビリンピック（障がい者技能競技大会）実施種目

### (2) 講座の内容

次に掲げるものを、組み合わせて実施することとする。

- ・講話（ものづくりを志したきっかけ、魅力、楽しさ、勤労観・職業観等）
- ・実演
- ・ものづくり技能体験

## 第7 講座の開催

講座の開催は、以下の項目を勘案し実施する。

- (1) 講座の時間は、原則3時間以内とする。
- (2) 講座は、小中学校はクラス又は学年単位、高等学校はクラス、学年又は学科等の単位での開催を基本とする。
- (3) 受講者の定数は、1講座あたり40名以内を原則とし、施設及び講座内容等を勘案し、実施可能な人数とする。但し、特別支援学校等を対象とする講座については、1講座あたり20名以内を原則とする。
- (4) 講師補助者

講座の開催にあたり必要と認められる場合には、1講座につき、1名の補助者をつけることができる

## 第8 評価

講座の終了後、受講者等に対し、受講者アンケート調査を実施するものとし、集計した実績データは、事業の評価の一つとして活用するものとする。

## 第9 経費

予算の範囲内でセンターが負担することとする。

## 第10 信州ものづくり未来塾コーディネーター

センターに信州ものづくり未来塾コーディネーターを配置し、実施校と講師との連絡・調整等、講座の実施に関し、実施校の支援を行うものとする。

## 第11 個人情報保護

長野県個人情報保護条例（平成3年3月14日条例第2号）に基づき、受講生等及び講師の個人情報の適切な管理を行うものとする。

## 第12 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

この要綱は、平成28年3月14日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。